

## セントレックスにおける株主数基準の引下げについて

平成26年 1月29日  
株式会社名古屋証券取引所

### I. 趣 旨

当取引所では、昨年9月に公表した「名証の利用促進に向けた新たな施策について」に基づき、同年11月、中堅・中小企業の新規上場を促進する観点から、セントレックスの上場審査基準等における上場時価総額基準の緩和を図るなど上場制度の見直しを行い、本年1月より施行しておりますが、さらに、当該施策の一環として、セントレックスにおける新規上場時の最低株主数基準についても引き下げることとします。

なお、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方に関するワーキング・グループ」において取りまとめられ、昨年12月に公表された報告書においては、新興市場の新規上場の推進策として最低株主数基準の引下げが提言されております。

### II. 概 要

項 目	内 容	備 考
○ セントレックスの上場審査基準における株主数基準の引下げ	・ 上場時において200人以上となる見込みがあれば足りることとします。	※現在は、上場時において300人以上となる見込みがあることを要件としていますが、円滑な取引が確保される範囲で基準を引き下げます。 ・ 上場廃止基準（150人未満）の引下げは行いません。

### III. 実施時期（予定）

- ・ 平成26年3月を目途に実施し、改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用します。

以 上